

住宅用地としての町有地売却の流れ（公募先着順）

申込み

「普通財産（土地）購入申込書」及び「誓約書」に必要事項を記載し、必ず持参によりお申し込みください。

■ 申込受付期間

令和8年3月31日（火）まで（有効な申込みを受付けた時点で終了します。）

土・日曜、祝日、年末年始を除く 午前8時45分～午後5時30分

■ 申込受付場所

羽幌町財務課管財係（役場庁舎2階）

〒078-4198 羽幌町南町1番地の1 電話 0164-68-7001（課直通）



買受予定者の決定・契約の締結・契約保証金の納付

買受予定者として決定した場合、原則その決定から7日以内に売買契約を締結していただきます。契約案内文書に納入通知書を同封しますので、契約保証金200,000円をお支払いください。

契約保証金をお支払後、売買契約を締結します。なお、契約方法は、書面契約（従来の紙による契約）または電子契約となります。

■ 契約締結時に必要なもの

（1）書面契約の場合

契約保証金領収書（写し）、収入印紙（契約用、1,000円）、印鑑（印鑑登録済のもの）、印鑑登録証明書

（2）電子契約の場合

① 契約保証金領収書（写し）

② 羽幌町から電子署名依頼メールを送信しますので、契約書の内容を確認し、署名手続きを完了してください。

③ 買受予定者、羽幌町双方の署名完了後、電子署名完了メールが届きますので、契約締結済みの文書をダウンロードしてください。



住宅建設着手の確認・売買代金の支払い

建築確認申請をし、建築確認済証が交付されましたら、以下のものを提出してください。

・ 建築確認済証（写し）

・ 所有権移転申出書

上記書類により住宅建設の着手を確認できましたら、納入通知書を発行しますので、売買代金（契約保証金を差引いた額）を納めてください。支払期限は、納入通知書の発行日から20日以内となります。



所有権の移転・物件の引き渡し・登記

所有権は、売買代金が完納されたときに移転し、同時に現在の状態のまま物件の引渡しがあったものとします。

なお、所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後に羽幌町が行います。

■所有権移転登記に必要なもの

- ・ 売買代金領収書（写し）
- ・ 住民票抄本（住民票コード付）
- ・ 印鑑
- ・ 登録免許税分の収入印紙 ※金額は納入通知書送付の際にお知らせします
- ・ 土地受領書 ※納入通知書送付の際に同封します